

令和2年度三芳町会計年度任用職員登録及び募集について(追加募集)

三芳町では令和2年度における会計年度任用職員(保育職)を募集します。下記により応募(登録申込み)していただいた方の中から選考を行います。

1 募集職種

- ・保育士又は保育補助員
- ・放課後児童支援員又は放課後児童支援補助員
- ・児童厚生員又は児童厚生補助員

※職ごとの募集人数は別添「募集職種一覧表」をご覧ください。

2 勤務形態等

(1)任期

- ・保育士又は保育補助員：
令和2年8月1日～令和2年8月31日まで
- ・放課後児童支援員又は放課後児童支援補助員：
令和2年8月1日～令和2年8月31日まで
- ・児童厚生員又は児童厚生補助員：
令和2年8月1日～令和2年8月29日まで

(2)職務内容

- ・保育所における保育業務
- ・学童保育室における放課後児童支援業務
- ・児童館における児童厚生業務

(3)勤務時間

職種又は勤務形態によって異なります。詳細は別添「募集職種一覧表」の「勤務時間」欄の記載内容をご確認ください。

(4)報酬

報酬等基準額表により職種ごとに区分されます。

時間額の報酬、日額の報酬、月額報酬を受けるパートタイム勤務者の場合

令和2年4月1日現在				
区分	職種	時間額の報酬	日額の報酬	月額報酬
保育職	保育士	1,120円	8,400円	176,400円
	保育補助員	1,005円	7,530円	158,300円
	放課後児童支援員	1,101円	8,250円	173,300円
	放課後児童支援補助員	961円	7,200円	151,300円
	児童厚生員	990円	7,430円	155,900円
	児童厚生補助員	961円	7,200円	151,300円

※一日の勤務時間、週の勤務日数等、勤務形態により適用となる報酬の区分(時間額、日額、月額)が変わります。

(5)手当等

支給要件に該当する場合は、費用弁償、時間外勤務手当が支給されます。

(6)休暇

年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引き等

(7)社会保険等

加入要件を満たす場合には、社会保険(厚生年金・健康保険)、雇用保険に加入します。

3 申込手続き

「三芳町会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、応募職種に必要な資格・免許の写しの有無を確認の上、三芳町役場 総務課 職員担当へ提出してください。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込み」と朱書きしてください。

《提出書類》

○三芳町会計年度任用職員登録申込書

※写真貼付・自筆・黒インク又は黒ボールペンを使用。こすると文字が消える筆記具は使用しないでください。

○応募する職種に必要な資格・免許の写し(「募集職種一覧表」を参照してください)

《受付期間》

令和2年7月1日(水)から定員に達し次第終了します。

窓口受付:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日曜日は除く) ※郵送による提出可

◆申込み時の注意事項◆

- ・書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・提出された書類は、理由を問わず一切返却いたしません。
- ・郵便事故等による未達については責任を負いませんので、特定記録郵便等の方法により郵送してください。

4 募集から任用まで

任用までの流れ	時期	内容
選考 (書類選考・面接)	応募書類到着後～随時	申込書の内容を精査し書類選考を実施。 必要に応じ個別面接を実施。
選考結果通知	選考後～約2週間前後	合否結果を通知
～選考により合格となった場合～		
勤務開始	勤務形態等により勤務開始 日は応相談	それぞれの勤務形態に基づき勤務開始。 任用初日に任用通知書を発布。

※個人面接を実施する場合は個別にご連絡します。

※登録申込者の中から選考を行い、選考の結果に基づき職種ごとに会計年度任用職員に任用します。

※登録申込書の有効期限は、令和3年3月31日です。

注意事項

次の事項に該当する場合は、任用を取り消すことがあります。

- ・提出した書類に虚偽があった場合
- ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合(必要な資格を有していない等)
- ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合
- ・その他、任命権者が不相当と認めた場合

5 問合せ

三芳町役場 総務課職員担当

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話 049-258-0019(内線 407・408)

三芳町ホームページ

<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>